三　代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所
ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
四　調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
五　調査票情報の利用場所
六　調査票情報の利用目的
七　調査票情報を取り扱う者が第十九条第二項各号に掲げる者に該当しない旨
八　前各号に掲げるもののほか、第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイ又はロに掲げる申出の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　第十九条第一項第一号に該当する申出　次に掲げる事項
(1)　調査票情報の直接の利用目的が学術研究目的である旨
(2)　調査票情報の直接の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間
(3)　第十九条第一項第一号イ(1)に該当する委託し、又は共同して行う調査研究の場合、その委託し、又は共同して行うことに係る内容
(4)　第十九条第一項第一号イ(2)に該当する共同して行う調査研究の場合、その共同して行うことに係る内容
(5)　第十九条第一項第一号イ(3)に該当する調査研究の場合、補助に係る内容
(6)　第十九条第一項第一号イ(4)に該当する統計の作成等の場合、法第三十三条の二第一項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由がある旨及びその内容
(7)　調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計等の内容
(8)　研究の成果を公表する方法
(9)　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
(10)　第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容
(11)　調査票情報の提供を受ける方法及び年月日
(12)　(1)から(11)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項
ロ　第十九条第一項第二号に該当する申出　次に掲げる事項
(1)　調査票情報の直接の利用目的が高等教育目的である旨
(2)　調査票情報を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該調査票情報を授業科目で利用する必要性及び期間
(3)　調査票情報を利用する手法及び期間並びに調査票情報を利用して作成する統計等の内容
(4)　授業科目の実施結果を公表する方法
(5)　イ(9)から(11)までに掲げる事項
(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項